

# 令和6年度 墨田区立曳舟小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

校 長 決 定

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（墨田区いじめ防止対策基本方針 平成27年3月20日）

※墨田区いじめ防止対策基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例、墨田区いじめ防止対策推進条例等に基づき策定された。

本校は、全ての児童が「やさしさ」や「おもいやり」という温かい心を大切にし、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として、「墨田区いじめ防止対策推進条例」等に基づき、「いじめ防止基本方針」を定める。

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 児童の理解を深め、いじめをしない、させない、見過ごさない学校づくりに努める。
- (2) 児童をいじめから守り通し、「見て見ぬふりをしない」いじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校一丸となって組織的に取り組む。
- (4) 保護者、地域住民、その他関係者等と連携し、地域社会総がかりでいじめ問題解決に取り組む。

## 2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、在籍する児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### （1）学校いじめ対策委員会

#### ① 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき「学校いじめ対策委員会」を置く。

#### ② 所掌事項

いじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対応

#### ③ 委員構成

常任委員：校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

嘱託委員：PTA会長・青少年委員・学童クラブ関係者等、校長が必要と認めた者

（学校サポートチーム）

#### ④ 会議

- ・常任委員は、毎月10日の「すみだいじめ防止の日」に、いじめ未然防止の取り組み状況、いじめ発見の確認等を行う。
- ・嘱託委員の招集は、学校運営連絡協議会開催日及び校長が必要と認めた日に行う。

#### (2) 学校サポートチーム

本校においては、学校サポートチームを学校いじめ対策委員会の嘱託委員とする。

### 4 段階に応じた具体的な取組

#### (1) 未然防止のための取組

- ① 「いじめは絶対に許されない」という風土を校長講話・学校便り・掲示物等を通して日常的に醸成するとともに、たてわり班との連携等を通して、思いやりの心を育てる。
- ② 児童が主体的・協同的に学ぶアクティブラーニングによる授業を全ての教室で展開する。
- ③ 豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ④ 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるようないじめ防止の授業を年3回実施し、公開する。
- ⑤ 家庭訪問や個人面談・グループ面談・学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携・協力を推進する。

#### (2) 早期発見のための取組

- ① 児童等が発する小さなサインを見逃すことのないよう、心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取る等のチェック機能を強化する。(毎週金曜日の生活指導夕会、月例報告 等)
- ② 「いじめ発見のチェックシート」「i-check」等、定期的な状況調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童等がいじめを訴えやすい体制の整備に努める。
- ③ 保健室や相談室等の利用や常時活用しやすい相談体制の整備に努める。
- ④ 毎月10日の「すみだいじめ防止の日」に、学校いじめ対策委員会を開催するなど、教職員全体によるいじめに関する情報の共有を図る。
- ⑤ スクールカウンセラーによる全員面接を計画的に行うとともに、全教員とスクールカウンセラーの間でいじめに関する情報を共有する。

#### (3) 早期対応のための取組

- ① 家庭・地域と一体となるという意識をもち、いじめの訴え等を鋭く受けとめ、いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない校内体制を構築する。
- ② いじめられた児童や、いじめを通報した児童の安全を確保する。
- ③ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ④ いじめ被害児童の保護者への説明・支援・助言を丁寧に行うとともに、保護者会の開催などによる保護者との情報共有を図る。
- ⑤ 教育委員会への確実・迅速な報告を行うとともに、関係機関や専門家等との相談・連携の体制を構築する。

#### (4) 重大事態への対処

- ① いじめられた児童等の安全の確保を最重要課題とし、いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ② いじめられた児童の心のケアを第一に、該当学年の全員面接を行う。
- ③ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭への相談援助を行う。

- ④ いじめを行った児童に関しては、「出席停止」も視野に入れ、教育委員会と協議しながら対応し、適切な指導と心のケアを行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、迷わず警察との連携を図る。

## 5 教職員研修計画

- (1) 生活指導夕会やOJT研修等を通して、「学校いじめ防止基本方針」を徹底する。
- (2) いじめ対応マニュアルを活用しながら年3回以上の研修会を実施し、墨田区いじめ防止プログラムへの理解を深めるとともに、指導力の向上を図る。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) PTA役員会や家庭教育学級等の活動を通して啓発を行う。
- (2) 学校便りや保護者会全体会等を通して、啓発活動を実施する。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) セーフティ教室において、いじめも含む少年犯罪について警察等と連携して授業を行う。
- (2) 警察・児童相談所・子育て支援総合センター・学童クラブ等と、日常的に連携を推進する。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年、全校児童及び保護者が、年1回以上いじめ防止対策について学校評価を行う。
- (2) 每年、学校運営連絡協議会が、年1回以上いじめ防止対策について学校評価を行う。
- (3) 上記(1)、(2)の学校評価を受けて、いじめ防止対策の改善を図る。